

令和5年度宮津市廃棄物減量等推進審議会(第2回全体会) 次第

日時：令和5年10月26日(木)

午前10時00分から

場所：宮津市福祉・教育総合プラザ
第4コミュニテールーム

1 開 会

2 あ い さ つ

3 報 告

- (1) 令和5年7月7日開催の宮津市廃棄物減量等推進審議会 第1回全体会の会議結果について【資料1】
- (2) 令和5年7月25日開催の宮津市廃棄物減量等推進審議会 第1回し尿手数料検討部会の会議結果について【資料2】
- (3) 令和5年9月6日開催の宮津市廃棄物減量等推進審議会 第2回し尿手数料検討部会の会議結果について【資料3】

4 議 事

- (1) 審議会の開催経過・予定[令和5年度]について 【資料4】
- (2) し尿処理手数料の見直しについて 【資料5・6】
- (3) 宮津市資源循環の促進等に関する基本的な指針について 【資料7・8】
- (4) その他

5 閉 会

宮津市廃棄物減量等推進審議会委員名簿(任期 R4.6.6～R6.6.5)

資源:資源循環検討部会
し尿:し尿手数料検討部会

(敬称略)

団体名等	委員氏名	団体での職名等	部 会	備 考
宮津市自治連合協議会	一色 立雄	副会長	資源循環	出席
〃	粉川 正太郎	副会長	し尿手数料	出席
宮津市地域女性の会	黒岡 芳子	会長	資源循環	出席
〃	中西 幸子	副会長	し尿手数料	欠席
社会福祉法人成相山青嵐荘	矢野 順子	特別養護老人ホーム青嵐荘 施設長	し尿手数料	出席
社会福祉法人北星会	笠井 裕代	特別養護老人ホーム天橋の郷 施設長	資源循環	出席
大和リゾート株式会社 Hotel & Resorts KYOTO-MIYAZU	古橋 由季	営業部 フロント担当 課長	資源循環	欠席
ハーベスト株式会社 宮津工場	小畑 晴美	工場長	資源循環	出席
株式会社にしがき	松田 高正	スーパー事業部 営業次長	資源循環	出席(リモート)
宮津商工会議所	谷口 政史	副会頭	し尿手数料	出席
宮津商工会議所女性会	小谷 美穂	副会長	資源循環	欠席
一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社 天橋立地域本部	幾世 健史	天橋立観光協会 副会長	資源循環	欠席
宮津天橋立観光旅館協同組合	小西 均	理事	資源循環	出席
京都府立大学	山川 肇	生命環境科学研究科 環境科学専攻 教授	資源循環 し尿手数料	出席
福知山公立大学	谷口 知弘	地域経営学部 地域経営学科 教授	し尿手数料	出席

オブザーバー

団体名等	氏 名	団体での職名等	部 会	備 考
株式会社 J E P L A N	岩崎 靖之	営業業務課 エキスパート	資源循環	欠席
京都府丹後保健所	片山 禎彦	技術次長兼環境衛生課長	資源循環 し尿手数料	欠席
宮津与謝環境組合	居村 真	事務局長	資源循環	出席

宮津市(審議会事務局)

役 職	氏 名	備 考
宮津市市民環境部長	山根 洋行	審議会事務局
宮津市市民環境部市民環境課長	廣瀬 政夫	審議会事務局
宮津市市民環境部市民環境課課長補佐兼環境衛生係長	大和 陽三	審議会事務局
宮津市市民環境部市民環境課環境衛生係主査	井上 一希	審議会事務局

R5年7月7日	第1回 宮津市廃棄物減量等推進審議会（全体会） ・委員の交代 ・副会長選出 ・令和4年度の実施のまとめ ・令和5年度の実施(諮問、答申の確認) など
R5年7月25日	第1回し尿手数料検討部会 ・し尿処理手数料見直しの審議
R5年9月6日	第2回し尿手数料検討部会 ・し尿処理手数料見直しの審議
R5年10月10日	宮津市議会（9月議会）全員協議会 ・し尿処理手数料見直しの審議状況について中間報告
R5年10月26日 （本日）	第2回 宮津市廃棄物減量等推進審議会（全体会） ・し尿処理手数料見直しの審議 ・資源循環の促進等に関する基本的な指針の審議
R5年11月上旬	一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しについて(答申) 予定
R5年12月上旬	宮津市議会（12月議会） ・廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正の提案(予定) （一般廃棄物処理手数料（し尿）改定）
R5年12月上中旬	第1回 資源循環検討部会 ・資源循環の促進等に関する基本的な指針の審議
R6年1月下旬	第3回 宮津市廃棄物減量等推進審議会（全体会） ・資源循環の促進等に関する基本的な指針（答申案）の審議
R6年2月上旬	資源循環の促進等に関する基本的な指針について(答申) 予定
R6年3月上旬	宮津市議会（3月議会）全員協議会 ・資源循環の促進等に関する基本的な指針について 報告

一般廃棄物処理手数料（し尿）の見直しについて

宮津市廃棄物減量等推進審議会

令和5年度第2回し尿手数料検討部会資料

※R5.10.23一部追記

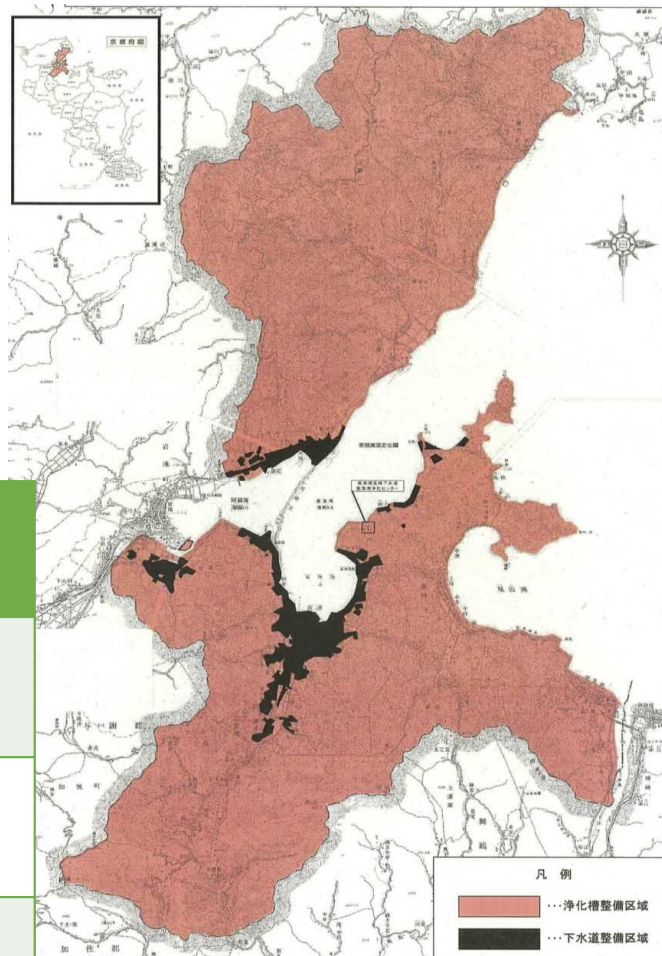
1.見直しの背景

- ①平成23年の手数料改定から10年が経過。（人件費の高騰及び物価変動等への対応）
- ②市民の汚水処理（公共下水道、合併浄化槽、し尿汲取り）経費負担の公平性と
受益者負担のあり方

2.見直しの目的

○市民が快適に生活できるよう、その基盤となる水環境の保全や公衆衛生を確保するためには、将来にわたり生活排水処理を適正に行うとともに、安定した行財政運営（し尿処理手数料の適正化）が必要 ⇒豊かな水環境の住みよいまちづくり

3-1.水洗化整備区域図（下水道、浄化槽）



地 区		整備手法
由良地区		浄化槽
栗田地区	田井・矢原・獅子	下水道
	上記以外	浄化槽
宮津地区	皆原・山中	浄化槽
	上記以外	下水道
上宮津地区	旧上宮津小学校より南	浄化槽
	旧上宮津小学校より北	下水道
吉津地区	阿蘇海沿岸の一部	浄化槽
	上記以外	下水道
府中地区		下水道
日置地区		浄化槽
世屋地区		浄化槽
養老地区		浄化槽
日ヶ谷地区		浄化槽

…浄化槽整備区域
 …下水道整備区域

〈参考〉 R4年度 処理方式別 処理人口	
下水道	10,291 人 (接続率85.9%)
浄化槽	1,816人
汲取り	4,447人

4.し尿汲取り収集運搬手数料の見直し経過

見直年月日	委託料（円/18ℓ当たり）			計量器修繕 負担分	備 考
	合 計	原 価	消費税相当額		
S53.11～	120円	120.6円	—	—	汲取り業務委託開始
S59.11～	130円	130.32円	—	—	
H元.3～	135円	134.56円	—	—	H元.4.1消費税3%施行
H5.6～	142.5円	142.38円	—	—	
H9.7～	160円	153円	7円(5%)	—	H9.4.1消費税5%施行
H13.1～	172円	164円	8円(5%)	—	
H23.7～	203円	191円	9円(5%)	3円	し尿計量器導入
R元.10～	213円	191円	19円(10%)	3円	R元.10.1消費税10%施行

5.し尿汲取り収集運搬手数料 受益者負担の状況

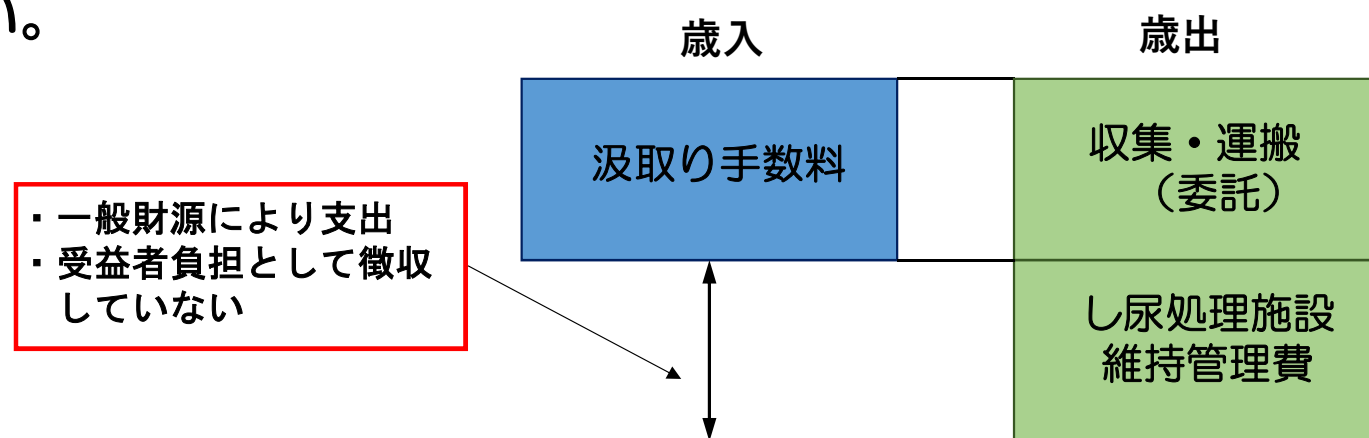
○一般廃棄物処理手数料（し尿） [213円/18ℓ] ≡

し尿汲取り収集運搬業務費用 [210円/18ℓ]

+

維持管理費用（計量器の修繕等） [3円/18ℓ]

○し尿処理施設維持管理経費相当分については、手数料を徴収していない。



5-1.汚水処理（公共下水道、浄化槽、し尿汲取り）使用料・手数料

処理方式		モデル費用（1年当たり）			世帯員1人 あたり単価
		1人世帯	2人世帯	4人世帯	
下水道 R5.10から適用の下水道使用料 （平均25%増額）反映後		21,700円	32,000円	56,500円	1人世帯：21,700円 2人世帯：16,000円 4人世帯：14,125円
		1,805円×12か月	2,663円×12か月	4,702円×12か月	
浄化槽	5人槽	55,300円			1人世帯：55,300円 2人世帯：27,650円 4人世帯：13,825円
	延床面積170㎡以下住宅	浄化槽費用・法定点検費用・電気料金（△維持管理補助金）			
	7人槽	70,400円			1人世帯：70,400円 2人世帯：35,200円 4人世帯：17,600円
	延床面積170㎡超住宅	浄化槽費用・法定点検費用・電気料金（△維持管理補助金）			
汲取り	普通便槽	7,100円	14,200円	28,400円	7,100円
	56.4ℓ/月・人	50ℓ×213円/18ℓ ×12月	100ℓ×213円/18ℓ ×12月	200ℓ×213円/18ℓ ×12月	
	簡易水洗	14,200円	28,400円	56,800円	14,200円
	105.8ℓ/月・人	100ℓ×213円/18ℓ ×12月	200ℓ×213円/18ℓ ×12月	400ℓ×213円/18ℓ ×12月	

5-2.北部7市町 し尿汲取り収集運搬手数料の比較

市町村名		綾部市	福知山市	舞鶴市	京丹後市	与謝野町	伊根町	宮津市
現在の料金 改定年月		令和元年 10月	平成26年 4月	平成28年 4月	令和元年 10月	平成29年 6月	平成22年 4月	令和元年 10月
汲 取 り 料 金	従量制	220円/18ℓ	170円/18ℓ	(税別) ◆一般家庭 245円/18ℓ ◆事務所 255円/18ℓ ※最低料金 720円 (36ℓまで)	200ℓまで 2,200円 超過料金 277.75円/ 25ℓ ※10円未満 切捨て	180ℓまで 1,620円 超過料金 9円/ℓ	180ℓまで 1,400円 超過料金 8円/ℓ	213円/18ℓ
		仮設トイレ 1,100円/回 加算	仮設トイレ 6,800円/回					
	単価/ℓ	12.22円	9.44円	14.97円 (一般家庭)	11.11円	9.00円	8.00円	11.83円
	従量制 予定 日以外の臨時 汲取料金	同上	同上	590円	—	—	—	同上
R元年10月消費税 率改定に伴う料金 改定		<u>あり</u>	なし	なし	<u>あり</u>	なし	なし	<u>あり</u>
4人世帯 200ℓ/月・回 手数料比較		2,444円 (税込み)	1,889円 (税込み)	2,994円 (税込み)	2,200円 (税込み)	1,800円 (税込み)	1,560円 (税込み)	2,367円 (税込み)

6.令和4年度の主な議論・検討事項

- 主に受益者負担（処理施設等のランニングコストに対し一定割合の費用を負担）の考えに基づいて議論する中、
 - ・市全体の方針として受益者負担率の考え方が示されていない
 - ・下水・し尿、それぞれの汚水処理経費と負担割合、1人当たり経費負担が分かる資料が示されていない
 - ・現行の収集運搬経費を手数料とする考えにし尿処理施設管理経費を加えれば市民生活に支障が生じるレベルの負担増となる懸念がある
- ➡ こうした中、さらなる議論が必要との認識から、引き続きの検討課題となった。

令和3年度決算におけるし尿処理経費等の状況

◆歳出

○し尿収集運搬経費	76,722
うち運搬事業者への委託	71,957
その他事務費	931
人件費	3,834

○し尿処理施設運営経費	83,800
運営経費(運営委託料、光熱水費、薬品代等)	52,618
整備費(工事費等)	17,855
人件費	13,327

歳出合計	160,522	A
うち、ランニングコスト	142,667	B

◆歳入

○し尿汲み取り手数料	75,143	C
現年分	72,355	
過年度分	2,788	
[参考]現年滞納分	904	

※イニシャルコスト

歳入合計	75,143
------	--------

◆収集運搬経費について

・人件費を除いた収集運搬経費と、滞納がない場合の現年分の汲み取り手数料はバランスしている
 課題：①滞納対策の強化 ②人件費を含めた費用負担

◆処理施設運営経費について

・原則運営経費に充当する財源なし(一般財源対応)
 ・整備費の一部は起債を充当
 ・将来にわたり生活排水処理を適正に行うため、安定した行財政運営が必要(手数料の見直し)

参考① 歳出全体に占める手数料割合 (A/C)

47%

参考② ランニングコストに占める手数料割合 (B/C)

53%

参考③ 汲取り利用者1人当たりし尿処理経費 (A/4,673人)

34.4千円/人

参考④ 汲取り利用者1人当たりし尿処理経費(ランニング)(B/4,673人)

30.5千円/人

※汲取り利用者数：4,673人(2,808世帯)

この差分をし尿汲み取り手数料の見直しで負担

令和4年度予算における下水道事業会計の状況

◆歳出

○収益的収支（3条予算）	879,799	D
維持管理費	308,330	
減価償却費	444,558	
支払利息	92,440	
人件費等(退職給与費・引当金含む)	25,137	
その他	9,334	
○資本的収支（4条予算）	827,453	E
建設改良費	70,128	
流域下水道建設負担金	56,039	
企業債償還金	700,286	
その他	1,000	

◆歳入

○収益的収支（3条予算）	817,148	F
営業収益	234,968	
下水道使用料金収入	234,562	G
その他営業収益(手数料等)	406	H
営業外収益	582,180	I
一般会計補助金(基準内繰入)	391,132	
長期前受け金戻入	188,401	
その他	2,647	
○資本的収支（4条予算）	617,192	
企業債	426,200	
一般会計借入金	40,000	
他会計補助金	142,353	
他会計負担金	5,296	
受益者負担金	3,343	

◆収益的収支（3条予算）

- ・損益▲62,651千円
※使用料収入で充当すべきもの

◆資本的収支（4条予算）

- ・資本的収支差引▲210,261千円

◆資金残高

- ・（一般会計から40,000千円借入れた上で）67,170千円
※資金ショートを起こす懸念

※R4予算をベースに将来予測を行い、
①単年度の収益的収支の黒字化
②資金が枯渇しないようにする
この方針に基づき、R5.4より下水道
使用料平均を25%引き上げた

資金残高	67,170
------	--------

参考⑤ 歳出全体(3条+4条)に占める下水使用料割合	G/ (D+E)	14%	(17%)	
参考⑥ 3条予算に占める下水道使用料割合	G/D	27%	(33%)	※()は使用料25%UPの場合
参考⑦ 使用料で負担すべき額に占める下水道使用料割合	G/ (D-H-I)	79%	(99%)	
参考⑧ 下水道利用者1人当たり下水処理経費	(D+E/10,291人)	165.9千円/人		
参考⑨ 下水道利用者1人当たり下水処理経費(3条予算)	(D/10,291人)	85.5千円/人		
参考⑩ 下水道利用者1人当たり使用料で負担すべき額	((D-H-I) /10,291人)	28.9千円/人		

※下水道利用者数：10,291人(4,821世帯)

し尿処理に関する手数料について (原価積み上げ方式に伴う使用料等の見直し指針(案)に基づく費用計算)

区分	年間経費(千円) (R元/R3平均)	÷1.1(税抜) ①	し尿処理施設処理量(ℓ)			原価積み上げ方式による手数料(円/18ℓ)		
			②	し尿分	浄化槽汚泥分	計算式	手数料	×1.1(税後)
し尿収集運搬経費	84,592	76,902	6,388,045	6,388,045	0	①÷②×18	216.7	238.4
うち運搬事業者への委託	73,026	/	/	/	/	/	/	/
その他事務費等	968							
人件費	3,798							
収集運搬経費の物価変動等 による見直し分	6,800							
し尿処理施設運営経費	56,262	51,148	10,265,440	6,388,045	3,877,395	①÷②×18	89.7	98.7
運営経費(運営委託料、光 熱水費、薬品代等)	50,967	/	/	/	/	/	/	/
人件費	5,295							
合計	140,855	128,050	/	/	/	/	306.4	337.0

※イニシャルコストは除く

現行料金	213 円/18ℓ	→	見直し後の料金	337 円/18ℓ	58% UP
し尿処理施設運営経費の負担割合			10%の場合	248 円/18ℓ	17% UP
	〃		20%の場合	258 円/18ℓ	21% UP
※参考	〃		30%の場合	268 円/18ℓ	26% UP
	〃		40%の場合	278 円/18ℓ	30% UP
	〃		50%の場合	288 円/18ℓ	35% UP

■R4.11審議会資料(101.8%UP)との積算の主な違いについて

	基準年度	費用の考え方	負担対象の考え方
R4.11審議会資料	R2・3平均	大規模修繕・減価償却含む 人件費は実支出額(業務時間按分)	し尿量分で浄化槽汚泥量分も負担
今回(R5.7)提示資料	R元・3平均	減価償却含まず 人件費は標準人件費(業務時間按分・給与・期末勤勉手当のみ)	し尿量分のみを負担

7.令和5年度の議論の方向性

■現時点で、市全体の受益者負担の考え方は示すことができない状況

し尿収集運搬費用は人件費をのぞく100%の費用負担→人件費を含む100%

し尿処理費用は費用負担なし→施設管理経費の0%~100%の負担割合を設定

■また、令和5年度より下水道使用料の改定（平均25%増額）により、処理方式による
汚水処理経費のギャップはさらに広がっている状況

→既存施設においても一定の費用負担いただいていること、汚水処理の経費負担の
公平性の観点も踏まえ費用負担のあり方を議論していく

※昨年度の議論（臨時汲取りの費用設定、少量の汲取りに対する最低単位の設定など）も
今後検討を行う

[参考]汲取り業務1件当たりの汲取り量 平均値347ℓ・中央値270ℓ

180ℓ未満の割合：28.5% 54ℓ未満の割合：2.3%

現時点での受益者負担の見直し(案) の考え方

公表前:取扱注意

■負担割合

- * 手数料の負担割合は100%
 - * 施設・サービス使用料の負担割合は、分類ごとに以下のとおり
 - ・ 選択的・私益的（会議室、駐車場等）は100%
 - ・ 必需的・公益的（市道、図書館）は0%
 - ・ 上記いずれでもない場合は50%
- ⇒し尿処理施設は50%の負担割合

■調整事項

- * 近隣自治体や民間との均衡、公共性の強弱等を勘案し、政策的な判断として負担割合を調整することができる
- * 算定料金が現行料金と比べて大幅に増額となる場合、利用者の急激な負担の増加を防ぐため、激変緩和措置を行うこととする

■ し尿処理に関する手数料について

(原価積み上げ方式に伴う使用料等の見直し指針(案)に基づく費用計算)

(千円)

区分	年間経費(千円) (R元/R3平均)	÷1.1(税抜) ①	し尿処理施設処理量(ℓ)			原価積み上げ方式による手数料(円/18ℓ)		
			②	し尿分	浄化槽汚泥分	計算式	手数料	×1.1(税後)
し尿収集運搬経費	84,592	76,902	6,388,045	6,388,045	0	①÷②× 負担割合×18	216.7	238.4 ←213円
うち運搬事業者への委託	73,026	/	/	/	/	/	/	/
その他事務費等	968							
人件費	3,798							
物価変動等による見直し分	6,800							
し尿処理施設運営経費	56,262	51,148	10,265,440	6,388,045	3,877,395	①÷②× 負担割合×18	44.8	49.3 ← 0円
運営経費	50,967	/	/	/	/	/	/	/
人件費	5,295							
合計	140,855	128,050					261.5	287.7 ←213円

負担割合100%

負担割合50%

※イニシャルコストは除く

現行料金 213 円/18ℓ → 見直し後の料金 288 円/18ℓ 35% UP

汚水処理方式毎の費用比較（くみ取り料金見直し後）

処理方式		モデル費用（単位：円、1年当り）			世帯員1人 あたり単価
		1人世帯	2人世帯	4人世帯	
下水道 R5.10から適用の下水道使用料 (平均25%増額)反映後		21,700円	32,000円	56,500円	1人世帯：21,700円 2人世帯：16,000円 4人世帯：14,125円
		1,805円×12か月 (月使用量8.1m ³)	2,663円×12か月 (月使用量14.9m ³)	4,702円×12か月 (月使用量23.1m ³)	
浄化槽	5人槽 (延べ床面積 170m ² 以下住宅)	55,300円			1人世帯：55,300円 2人世帯：27,650円 4人世帯：13,825円
		清掃・保守点検費用 64,200円 法定点検費用 5,000円 電気料金 6,100円 (0.033kw×24h×365日×21.1円/kwh) 維持管理補助金 △20,000円			
	7人槽 (延べ床面積 170m ² 超住宅)	70,400円			1人世帯：70,400円 2人世帯：35,200円 4人世帯：17,600円
		清掃・保守点検 76,700円 法定点検費用 5,000円 電気料金 8,700円 (0.047kw×24h×365日×21.1円/kwh) 維持管理補助金 △20,000円			
くみ取り (見直し後)	普通便槽 56.4ℓ/月・人	9,600円	19,200円	38,400円	+2,500円
		50ℓ×288円/18ℓ ×12か月	100ℓ×288円/18ℓ ×12か月	200ℓ×288円/18ℓ ×12か月	9,600円
	簡易水洗 105.8ℓ/月・人	19,200円	38,400円	76,800円	+5,000円
		100ℓ×288円/18ℓ ×12か月	200ℓ×288円/18ℓ ×12か月	400ℓ×288円/18ℓ ×12か月	19,200円

■し尿処理に関する手数料について ※新しい「し尿受入施設」整備後 (原価積み上げ方式に伴う使用料等の見直し指針(案)に基づく費用計算)

※処理量推計値使用

(千円)

区分	年間経費(千円) (R9/R10平均)	÷1.1(税抜) ①	し尿処理施設処理量(ℓ)			原価積み上げ方式による手数料(円/18ℓ)			
			②	し尿分	浄化槽汚泥分	計算式	手数料	×1.1(税後)	
し尿収集運搬経費	61,366	55,787	4,529,350	4,529,350	0	①÷②× 負担割合×18	221.7	243.9	←213円 ←238.4円
うち運搬事業者への委託	51,778	}					負担割合100%		
その他事務費等	968								
人件費	3,798								
物価変動等による見直し分	4,821								
し尿受入施設運営経費	19,005	17,277	8,613,350	4,529,350	4,084,000	①÷②× 負担割合×18	18.1	19.9	←0円 ←49.3円
運営経費	16,357	}					負担割合50%		
人件費	2,648								
下水道使用料	44,911	40,828	8,613,350	4,529,350	4,084,000	①÷②× 負担割合×18	85.3	93.9	←0円 ←0円
使用料(12倍に希釈)	44,911	}					負担割合100%		
合計	125,282	113,893					325.1	357.6	←213円 ←288円

現行料金(R5) 213円/18ℓ → 見直し後の料金(R11) 358円/18ℓ 68% UP

改定料金(R6) 288円/18ℓ → 見直し後の料金(R11) 358円/18ℓ 24% UP

上記金額・数値は、現時点での参考値であり、今後新施設の運用を検討する中で、大きな変更が生じる場合があります。(R5.10.23追記)

料金見直しの考え方

- し尿収集運搬経費は引き続き100%を利用者負担とする
その上で、新たに人件費、社会経済情勢の変化に対応した委託料の見直し分も積算に加える
- し尿処理施設運営経費の一部を新たに利用者負担とする
市の受益者負担の見直し方針(案)では負担割合50%となるが、他のサービス等とのバランスや急激な負担増に対する激変緩和も考慮して、適切な料金(増加率)を検討する
- 社会情勢の変化等によるコストの変動も踏まえて、定期的(概ね3~5年)に料金の算定を見直す
- 下水道・浄化槽への政策的誘導は料金外の施策、高齢者等への配慮は福祉施策で検討

新たな料金体系について

- 極少量のし尿汲取り件数を削減するため基本料金を設定する
 - ・ 1人世帯のし尿の量(56.4ℓ/月)を考慮し、54ℓ(18×3)分の料金を基本料金とする
- 仮設トイレ等のし尿収集運搬について、新たな手数料を設定する
 - ・ 2人体制 2件/日と仮定し、収集運搬に要する経費を積算し、5,200円/件とする

令和 年 月 日

宮津市長 城崎 雅文 様

宮津市廃棄物減量等推進審議会
会長 山川 肇

一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しについて(答申)

令和 4 年 6 月 6 日付けで諮問を受けた一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しについて、本審議会で慎重に審議した結果、下記のとおり意見を集約しましたので答申します。

記

市民が快適に生活できる基盤となる水環境の保全や公衆衛生を確保するためには、将来にわたり生活排水処理を適正に行う必要があります。

一般廃棄物(し尿)処理手数料については、(消費税率の引上げに伴うものを除けば)平成 23 年度の料金改定から 10 年以上経過しており、この間、社会情勢の変化や本市の人口減少等、特にし尿処理人口・処理量については、公共下水道等の整備・普及により大きく減少しているところであり、こうした変化を背景に、行政サービスであるし尿処理事業の提供に係るコストも変化しています。

また、一般廃棄物(し尿)処理手数料は、現在し尿の収集運搬経費が算定対象であり、し尿処理施設運営経費は算定対象外となっていることから、し尿処理事業全体として、受益と負担の公平性の観点からも検証が必要な状況となっていました。

以上のことから、時代の変化に対応し、行政サービスであるし尿処理事業を将来にわたり安定的に提供するため、一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しについて、次のとおり答申します。

1. 安定的な事業運営について

- 安定的に事業を運営していくために、行政の責務として適切なし尿等の収集・運搬体制を確保すること。
- し尿処理に係る経費は、受益者負担によりその経費の一部を賄っている。このことから、より一層の経費節減等に努めるとともに、当該事業の合理化と効率化を積極的に推進すること。
- 現在の老朽化したし尿処理施設に変わる「新し尿処理施設(下水道希釈投入施設)」の早期建設を進め、し尿等の生活排水処理機能の安定を図ること。
- 市民への一般廃棄物(し尿)処理の理解が深まるよう、し尿処理事業の運営等に関して、分かりやすい情報の提供に努めること。

2. 一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しについて

○前回の見直しから10年以上経過し、社会情勢の変化や本市の人口減少、し尿処理人口の減少等を背景に、行政サービスであるし尿処理事業の提供に係るコストも変化している中、し尿処理事業を将来にわたり安定的に提供できるよう一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しはやむを得ないとする。

(1)一般廃棄物(し尿)処理手数料の改定率

○前回の見直しから10年以上経過しており、し尿収集・運搬業務に係る人件費及び物価の変動等への対応を適切に行うこと。

○し尿処理施設管理運営経費に係る受益者負担のあり方については、市が提供する公共サービスの受益者負担の見直しに係る統一的な考え方を踏まえた上で、生活排水処理(公共下水道・合併処理浄化槽・し尿処理)に係る収支バランスを考慮した改定率とすること。

○一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しにあたり、手数料が激変し、市民生活に大きく影響することが無いよう配慮すること。

(2)一般廃棄物(し尿)処理手数料の料金体系及び区分

○極少量のし尿汲み取りは、作業効率が低下し、経費の増嵩に繋がることから、現在の従量料金制に最低料金を設けること。なお、その料金の設定については、生活弱者に配慮すること。

○仮設トイレ等のし尿収集・運搬は、1現場当たりの収集量も少なく、1回1現場の収集の場合もあるため経費相当分の新たな手数料区分を設けること。

(3)一般廃棄物(し尿)処理手数料の改定時期

○必要性や目的並びに改定規模など様々な情報について、利用者への十分な周知を行った上で改定すること。

3. その他の付帯意見

(1)一般廃棄物(し尿)処理に関する審議

○時代の変化に対応し、行政サービスであるし尿処理事業を将来にわたり安定的に提供するため、概ね3～5年ごとに一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しに係る審議を行われたい。

なお、次期の審議については、公共下水道使用料金の見直しと一体的に検討されたい。

(2)水洗化の推進(合併処理浄化槽の設置)

○水洗化(合併処理浄化槽の設置)の普及・促進について、生活の快適性に加え、空き家活用の視点も踏まえ、引き続き、高齢者世帯への排水設備整備支援や浄化槽設置支援など、必要な施策に取り組むとともに、より一層の制度周知を図られたい。

(3)し尿収集・運搬に係る作業従事者の待遇改善への反映

○し尿収集・運搬業務に係る人件費及び物価の変動等への対応も踏まえた料金改定のため、作業従事者の待遇改善に反映されるよう事業者に働きかけられたい。

宮津市資源循環の促進等に関する基本的な指針（第1次）の構成

資料7

今回の審議
会で審議頂
きたい部分

1 指針の概要	(1) 指針の趣旨 (2) 位置づけと他の計画との関係 (3) 指針の期間と目標
2 資源循環等の現状	(1) 国内の状況 (2) 京都府の状況 (3) 宮津市の状況
3 資源循環の促進等に関する基本的事項	(1) 廃棄物等の排出抑制と循環資源の再資源化に適した質の高い分別回収 (2) 分かりやすい情報提供 (3) 海洋プラスチックごみ対策 (4) 環境教育及び環境学習の推進
4 資源循環の促進等に関する施策の展開	(1) 廃棄物等の排出抑制と循環資源の再資源化に適した質の高い分別回収 ア Reduce(発生を抑制する) イ Reuse(繰り返し使う) ウ Recycle(資源として再利用する) エ Renewable(再生可能な資源に替える) (2) 分かりやすい情報提供 ア 効果の高い広報媒体を使った市内外への情報発信 (3) 海洋プラスチックごみ対策 ア 市民協働による海岸清掃等 イ プラスチックごみが環境中に排出されない取組の推進 (4) 環境教育及び環境学習の推進 ア あらゆる場における身近な環境教育・環境学習の推進
5 食品ロス削減の推進	
6 連携協働・推進体制の整備	(1) 市民、事業者、行政及び観光旅行者等の連携
【参考】	宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例 宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例

宮津市資源循環の促進等に関する基本的な指針
(第1次)

令和〇(〇〇〇〇)年〇月
宮津市

1 指針の概要

(1) 指針の趣旨

プラスチックは、我々の生活に利便性と恩恵をもたらしてくれます。しかし、現在、使い捨てプラスチックをはじめ、陸上から海洋へのプラスチックごみの流出などにより、地球規模での環境汚染が懸念されています。今や、プラスチックを資源として循環させる体制の構築は、人類が真摯に取り組むべき喫緊の課題です。

私たち、一人ひとりがそれぞれの立場でプラスチック資源循環の必要性を認識し、社会全体として取り組んでいかなければなりません。

宮津市では、プラスチックをはじめとする資源循環の促進等について、市、事業者、市民及び観光旅行者等（観光旅行者とその他の滞在者）の責務を明らかにするとともに、脱炭素社会、循環型社会及び自然共生社会を構築していくため、令和4(2022)年12月、全国の市町村に先駆けて、宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例(令和4年宮津市条例第26号)を制定し、令和5(2023)年1月に施行しました。

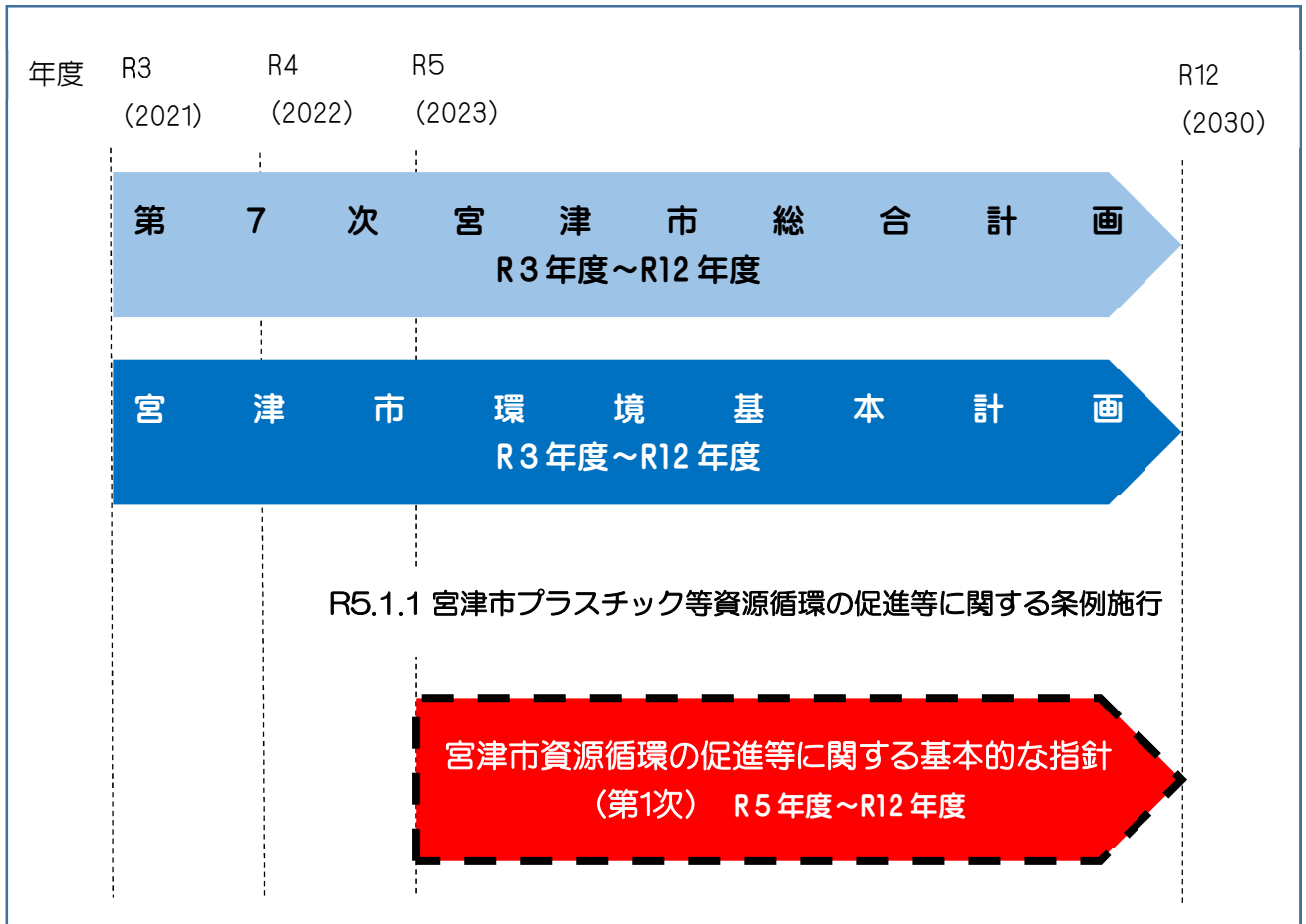
本指針では、同条例第8条の規定に基づき、資源循環の促進等に関する施策について総合的かつ計画的に実施するため、資源循環の促進等に関する基本的な事項を定めます。

また、食品ロスの削減についても、廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例を令和5年3月に一部改正し取組を強化することとしており、これを一体的に推進していく必要があることから、その取組内容を本指針に盛り込むものです。

本市では、この指針に基づいて、資源循環及び食品ロスの削減に関する各種施策を展開していきます。

(3) 指針の期間と目標

令和5(2023)年度から令和12(2030)年度までを指針の期間とし、目標(重要業績評価指標(KPI))は、第7次宮津市総合計画及び宮津市環境基本計画の目標に準じます。



重要業績評価指標 (KPI)

項目	基準年	2030年	基本的な考え方
1人1日当たりごみ排出量	(平成30(2018)年) 972g	875g	2030年度までに1割削減を目標とします。 ※本市を訪れる観光客に対しても同等の削減を求めます。
ごみの資源化率	(令和元(2019)年) 19.4%	27%	総合計画では、2025年までに25.0%(5.6%増)に引き上げる目標としています。 それ以降も継続し、2030年には27%まで引き上げます。

3 資源循環の促進等に関する基本的事項

(1) 廃棄物等の排出抑制と循環資源の再資源化に適した質の高い分別回収

本市では、これまでから、廃棄物等の排出量の削減のため3R（Reduce(発生を抑制する)、Reuse(繰り返し使う)、Recycle(資源として再利用する))の推進に努めてきました。

今後も、持続可能な脱炭素社会の構築に向けて、廃棄物等の排出の抑制と資源循環の促進を図るため、3RにRenewable(再生可能な資源に替える)の考え方を加えた取組を展開するとともに、循環資源の再資源化を**最適化**するため、質の高い分別回収(適切な分別)に取り組めます。

この取組は、市のみではなく、事業者や市民、観光旅行者等が一体となって推進します。

【市の役割】

自ら率先して、市が行う事務及び事業等について、廃棄物等の発生抑制、再生品の使用、循環資源の分別回収その他の資源循環の促進等に必要な取組を行います。

また、積極的な普及啓発や情報提供を通じて、廃棄物の抑制について事業者や市民の理解を促進し、自主的な取組を支援するとともに、観光旅行者等が循環資源の分別回収に協力すること等の取組について、自主的に行うための環境の整備、分かりやすい情報提供などの取組を行います。

【事業者の役割】

その事業活動において、廃棄物等の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の適正な循環的利用、再生品の使用等の取組について、自主的かつ積極的に行うよう努めます。

また、市が実施する資源循環の促進等に関する施策に協力するよう努めるとともに、観光関連事業者にあっては、観光旅行者等が循環資源の分別回収に協力すること等の取組について、自主的に行うための環境の整備、分かりやすい情報提供などの取組を行います。

【市民の役割】

日常生活において、製品の長期間使用、再生品の使用、循環資源が分別して回収されることに協力すること等の取組について、自主的かつ積極的に行うよう努めます。

また、市が実施する資源循環の促進等に関する施策に協力するよう努めます。

【観光旅行者等の役割】

その滞在中の活動について、市及び観光関連事業者等が実施する資源循環の促進等に関する取組に協力するよう努めます。

(2) 分かりやすい情報提供

資源循環の促進については、市が行う事務及び事業等の取組はもちろんですが、事業者や市民、観光旅行者等の自主的な活動によるものが多く、市としてはそれらの推進を促すため、あらゆる媒体を活用した分かりやすい広報、啓発に努めます。

また、転入者や単身赴任者、他市町より通勤、通学等で本市へ来る人への資源循環の促進の理解を進めるため、自治会や事業所、学校等を通して、広報・啓発・指導に努めます。

(3) 海洋プラスチックごみ対策

国の調べでは、毎年海に流出するプラスチックごみのうち 2～6 万トンが日本から発生したものだと推計されています。このままでは、2050 年の海は、魚よりもごみの量が多くなると言われるほど問題は深刻化しています。

このため、市民及び事業者の協力を得て海岸清掃等を実施するとともに、市民、観光旅行者等、観光関連事業者、水産事業者、農業事業者等と連携し、プラスチックごみが環境中に排出されない取組を推進します。

(4) 環境教育及び環境学習の推進

将来を担う子どもたちだけでなく、すべての世代が廃棄物等の排出抑制や循環資源の再資源化に関心を持ち、その大切さを正しく理解することが資源循環の促進につながっていきます。

この実現に向けて、自主的かつ積極的に行動する人材を多く育成することとし、環境保全活動に積極的に取り組む事業者等と連携し、その知見を活用して、家庭、教育・保育施設等、学校、職場、地域その他のあらゆる場を通じた環境教育及び環境学習を推進します。

4 資源循環の促進等に関する施策の展開

(1) 廃棄物等の排出抑制と循環資源の再資源化に適した質の高い分別回収

ア Reduce(発生を抑制する)

【市の役割】



項目	施策・取組	
公共施設等での廃棄物の発生抑制	1-1-1	宮津市DX推進計画の推進による市役所内での事務用品の使用を削減する。 ・行政手続きのオンライン化により紙の使用を抑制する。 ・庁内会議での印刷物は、ツーアップ印刷や裏紙の使用で紙の排出を抑制する。 ・紙類の排出は、個人情報や機密文書に留意し、できる限りの資源化を行う。
	1-1-2	グリーン購入計画を更新し、グリーン購入を促進する。
	1-1-3	指定管理施設においても、ごみの減量化・資源化に取り組む。
	1-1-4	市内イベントでのリユース食器の導入を検討する。
生ごみ等の堆肥化・資源化の促進	1-2-1	家庭用生ごみ処理機支援制度を復活する。
	1-2-2	事業所への事業用生ごみ処理機の導入の方策の検討を行う。
	1-2-3	学校施設等の公共施設において生ごみ堆肥化に取り組む。
	1-2-4	刈り草や選定枝の堆肥化を検討する。
農林分野との連携した廃棄物の発生抑制	1-3-1	未活用ハウスの利用調整を行う。(未活用ハウスと活用したい人をマッチング)
	1-3-2	有害鳥獣捕獲個体の微生物分解による減容化処理を進めるとともに、民間事業者による有害鳥獣捕獲個体の一部ジビエ利活用を進める。
廃棄物の発生抑制と質の高い分別回収に向けた普及啓発等	1-4-1	ごみ減量化・リサイクル協力店を募集し、統一デザインステッカー等を配布する。
	1-4-2	レジ袋削減のためのマイバッグキャンペーン等を実施する。

	1-4-3	グリーン購入計画を更新し、グリーン購入を促進するとともに、事業者や市民への周知・広報を行う。
	1-4-4	リターナブル容器の利用、簡易包装等を促進するため、事業者や市民への周知・広報を行う。
	1-4-5	可燃ごみの水切りを促すとともに、資源化の効果を高めるため適切な分別を促す。
集団回収への支援	1-5-1	自治会等の地域団体が行う集団回収について、回収量に応じた報償金を交付し、集団回収の拡充を図る。
	1-5-2	集団回収における資源化回収品目の増加に向けて、実施団体と意見交換を行う。

【事業者の役割】



項目	施策・取組	
事業所での廃棄物の発生抑制	1-6-1	事業所内で発生する廃棄物について、計画的に抑制を進める。
	1-6-2	飲食店や宿泊施設等、食品を取り扱う事業者にあっては、事業系生ごみ処理機の導入を検討する。
	1-6-3	飲食店や宿泊施設等、食品を取り扱う事業者にあっては、生ごみの排出時にはしっかり水切りを行う。
生ごみの堆肥化・資源化の促進	1-7-1	飲食店や宿泊施設等、食品を取り扱う事業者にあっては、生ごみの堆肥化を検討する。
製造・販売時における廃棄物の抑制	1-8-1	量り売り等、容器包装廃棄物の発生抑制に努める。
	1-8-2	ワンウェイプラスチックについて代替素材への転換を検討する。
	1-8-3	販売店や流通業において、包装資材の減量化の推進に努める。
	1-8-4	販売店においての梱包資材の簡素化を推進する。
	1-8-5	マイバッグ運動に協力する。

【市民・観光旅行者等の役割】



項目	施策・取組	
家庭での廃棄物の発生抑制	1-9-1	不要物を買わない生活スタイルを実践する。 ・必要な量だけ購入する。 ・マイバック、マイボトルの持参に努める。 ・エコショップを活用する。 ・レンタル製品を活用する。
	1-9-2	物を可能な限り長く大切に利用する生活スタイルを実践する。 ・使い捨て製品・容器の使用を自粛する。 ・製品寿命の長い物を選択するよう努める。 ・家電製品や家具など修理補修等による長期利用の促進に努める。 ・不要になった物を必要な人に譲る。
	1-9-3	生ごみの排出時にはしっかり水切りを行う。
	1-9-4	生ごみの堆肥化を検討する。
観光旅行者が行う廃棄物の発生抑制	1-10-1	宿泊施設等において歯ブラシなどのアメニティは必要分を手取るよう心掛ける。

イ Reuse(繰り返し使う)

【市の役割】



項目	施策・取組	
再使用の推進	2-1-1	リユース事業を行う事業者との連携のもとで、市内でのリユース事業を実施し、物の再使用を推進する。
	2-1-2	団体が行うフリーマーケットなどの、周知・広報の支援を行う。

【事業者の役割】



項目	施策・取組	
事業所における再使用の推進	2-2-1	事業所内で発生する不用品について、再使用を進める。
住民の再使用推進に向けた協力	2-3-1	再使用が可能な商品の紹介を行う。
	2-3-2	製造等に当たっては、リターナブル容器の使用や、内容物の詰め替え方式を採用する等、物の再使用を推進する。

【市民の役割】



項目	施策・取組	
不用品の交換	2-4-1	フリーマーケット、リユースショップ等を活用し、不用品の再使用に努める。
	2-4-2	レンタル製品を活用する(再掲)
	2-4-3	不要になった物を必要な人に譲る(再掲)
再使用可能な容器(リターナブルびん等)の利用	2-5-1	リターナブルびん等の繰り返し使用できる商品の利用に努める。
	2-5-2	詰め替え可能な商品の利用に努める。

ウ Recycle(資源として再利用する)

【市の役割】



項目	施策・取組	
分別徹底の推進	3-1-1	質の高い分別がなされるよう分かりやすい分別の啓発に努めるとともに、分別の意義と必要性を広報する。
	3-1-2	家庭ごみの収集委託業者とも連携し、不適切な分別に対する指導を強化する。
	3-1-3	地域ごとの分別状況やごみの組成についてデ

		一タ収集を行い、効果的な施策を検討する。
	3-1-4	資源化の促進のため、可燃・不燃の有料ごみ袋と資源ごみ袋のあり方を検討する。
	3-1-5	駅等に分別を促す統一感のあるごみ箱を設置し、観光旅行者等に分別の徹底を呼び掛ける。
再生品の積極的使用	3-2-1	公共施設等での再生紙や再生プラスチックなどの再生材料を使用した再生商品の使用に努めるとともに、市民に再生商品の紹介を行う。
	3-2-2	グリーン購入計画を更新し、グリーン購入を促進するとともに、事業者や市民への周知・広報を行う。(再掲)
小型家電のリサイクル	3-3-1	民間企業と連携し、小型家電のリサイクルに取り組む。
リサイクル技術の調査	3-4-1	「ペットボトル水平リサイクル」の取組のように、環境負荷の少ないリサイクル技術を調査研究し、さらなるリサイクルの促進に努める
	3-4-2	紙おむつなど、新たなリサイクル技術についての情報収集を行う。
新たな分別の検討	3-5-1	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行を受け、伊根町、与謝野町、宮津与謝環境組合と連携のもとで、プラスチック使用製品廃棄物など、新たな品目の分別収集の導入を検討する。
新たな循環資源の回収拠点を設置する	3-6-1	公共施設等に循環資源を回収する拠点を設置し、市民の資源循環への意識の高揚を図る。

【事業者の役割】



項目	施策・取組	
事業者による自主的な取組体制の整備	3-7-1	繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品の製造または販売、修繕体制を整備する。
	3-7-2	事業所内において、分別を徹底し、ミックス古紙のリサイクルに取り組むなど資源化を推進する。
	3-7-3	ISO 等環境マネジメントの導入を検討する。

	3-7-4	宿泊施設等において分別用のごみ箱を設置するなどし、観光客に質の高いごみ分別の徹底を促す。
食品小売店による資源の自主回収等の推進	3-8-1	食品トレイなどの店頭自主回収を推進する。
	3-8-2	店舗内に分別が可能なごみ箱を設置する。
再生資源の利用促進	3-9-1	再生資源や再生商品を積極的に利用する。
	3-9-2	再生商品やグリーン製品の開発・販売に努める。

【市民・観光旅行者等の役割】



項目	施策・取組	
分別の徹底	3-10-1	市の分別の区分により、燃やすごみと燃やさないごみからの資源ごみの分別を徹底する。
	3-10-2	食品等が付着した資源ごみは軽くすすいでから排出するなど質の高い分別を心掛ける。
	3-10-3	販売事業者が行う店頭自主回収を利用する。
再生資源の利用促進	3-11-1	再生資源や再生商品を積極的に利用する。
	3-11-2	グリーン製品の購入に努める。
観光旅行者が行うごみ分別	3-12-1	観光スポットや宿泊施設など、分別ごみ箱の設置がある場合には、適切にごみの分別を行う。

エ Renewable(再生可能な資源に替える)



項目	施策・取組	
プラスチックの代替素材への転換の促進	4-1-1	ワンウェイプラスチックのバイオマスプラスチック等の再生可能な資源への転換を検討する。

(2) 分かりやすい情報提供

ア 効果の高い広報媒体を使った市内外への情報発信



項目	施策・取組	
SNS やホームページ、広報誌等によるごみ分別の情報発信	5-1-1	質の高い分別に向けて、SNS やホームページ、広報誌等で、ごみの出し方等について、分かりやすく紹介するとともに、リサイクルの手法や結果等について可視化することで、取組の継続につなげる。また、ごみの減量化や資源化を楽しみながら実践できるよう、スローガンの設定や事例の紹介などを行う。
	5-1-2	必要に応じて、市民や移住者に、ごみ分別大辞典やごみ分別ポスターを配布する。
	5-1-3	インバウンド客を含む観光旅行者等にも、分かりやすいマークやキャッチフレーズを用いるなど、ごみ分別を分かりやすく紹介し、SDGs 未来都市、環境に配慮したまちをアピールしていく。
	5-1-4	ごみの分別が難しい高齢者等に対しては、福祉と連携の上、周知広報を強化する。
ごみの減量化・資源化に向けた副読本の作成・活用	5-2-1	子どもから高齢者まで誰にも分かり易いごみの減量化・資源化の副読本を作成し、環境問題への意識を持ってもらう。
ごみ減量化推進週間など重点的な広報	5-3-1	ごみ減量化推進週間を設定し、重点的な広報を実施する。

(3) 海洋プラスチックごみ対策

ア 市民協働による海岸清掃等



項目	施策・取組	
市民・事業者との協力による海岸清掃ボランティア	6-1-1	市民、事業者等と協力した海岸清掃ボランティアを市内の様々な海岸で面的に展開する。
	6-1-2	市外の学生団体や企業等が本市で行う海岸清掃ボランティアを支援し、積極的に誘致する。
漁業者と協力した海底ごみの清掃	6-2-1	漁業の操業時に漁網に混入する海底ごみの処分や、漁業関連団体が実施する海底ごみの清掃活動を支援する。

イ プラスチックごみが環境中に排出されない取組の推進



項目	施策・取組	
海洋プラスチック問題に関する啓発活動	7-1-1	プラスチックスマートを推進するとともに、ポイ捨て等によるプラスチックの海洋流出を防ぐための啓発・情報提供を実施する。
	7-1-2	農業や漁業によるプラスチックの流出防止に係る啓発・情報提供を実施する。
観光地での分別ごみ箱の整備	7-2-1	プラスチックごみ等のポイ捨てを防止するため観光地に分別ごみ箱を整備する。 プラスチックごみであるタバコのフィルター のポイ捨てへの対応は、今後検討していく。

(4) 環境教育及び環境学習の推進

ア あらゆる場における身近な環境教育・環境学習の推進



項目	施策・取組	
学校と連携した環境教育・学習の推進	8-1-1	SDG s ・環境の取組における学校の教職員等との連携を強化するとともに、教職員等を対象とした講習会を実施する。
	8-1-2	総合的な学習の時間等を活用した教科内での環境教育・環境学習を推進する。
	8-1-3	食育の視点から、食品の製造、調理、廃棄のそれぞれの過程における環境配慮や食品ロスの削減について環境教育・環境学習を推進する。
	8-1-4	給食の水切り、清掃活動、資源回収等の環境に配慮した活動の実践を通じた環境教育・環境学習を推進する。
事業者と連携した SDG s ・環境に関する学びの場の創出	8-2-1	市内事業者の SDGS プラットフォームへの参画を推進する。
	8-2-2	業者者を対象とする SDG s ・環境に関する講演会やワークショップの実施する。
高齢者の SDG s ・環境に関する学びの場の創出	8-3-1	老人大学や敬老会等と連携し、高齢者を対象とする SDG s ・環境に関する講演会を実施する。
各地域での SDG s ・環境に関する学びの場の創出	8-4-1	自治会や公民館等と連携し、SDG s ・環境に関する講演会を実施する。
ごみ処理施設の見学	8-5-1	宮津与謝クリーンセンターの一般公開日进行。

5 食品ロス削減の推進

「食品ロス」とはまだ食べられるのに廃棄される食品のことで、日本の食品ロス量は、令和3年度で523万トン（前年度比+1万トン）、このうち食品関連事業者から発生する事業系食品ロス量は279万トン（前年度比+4万トン）、家庭から発生する家庭系食品ロス量は244万トン（前年度比▲3万トン）となっています。

我が国においては、令和元（2019）年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が公布され、基本的な視点として次の2点が掲げられ、食品ロスを削減していく取組が進められています。

■国民各層がそれぞれの立場において主体的に、まだ食べることができる食品が大量に廃棄されているという課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと。

■まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、可能な限り食品として活用するようにしていくこと。

京都府においても、令和4（2022）年3月に、「京都府食品ロス削減推進計画」を策定され、基本的な方針を「食品ロス問題の「我が事」としての意識の醸成や、AI・IoT等の新たな技術の活用により、多様な主体が一体となって食品ロスの削減を実践し、環境負荷の低減を図ることで、脱炭素で持続可能な社会の実現を目指す」とし、取組が進められています。

本市においても、令和5（2023）年3月に、「宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」を改正し、食品ロス削減の取組を強化することとしました。

【市の役割】



項目	施策・取組	
食品ロス削減の啓発	9-1-1	SNS やホームページ、広報誌等で、食品ロスの現状等について、分かりやすく紹介し、食品ロスの削減に向けた意識を醸成する。
	9-1-2	リメイクメニューや端材活用メニューを広く周知し、食品ロスの削減につなげる。
	9-1-3	京都府が取り組む「食べ残しゼロ推進店舗」の

		登録を推進する。
	9-1-4	食品ロス削減月間（10月）を中心に啓発を強化する。

【事業者の役割】



項目	施策・取組	
食品小売店の取組	10-1-1	需要を予測して適量仕入れる。
	10-1-2	在庫管理を適正に行い、品質の低下を防ぐ。
	10-1-3	少量パック販売やばら売りを行う。
	10-1-4	商品棚の手前の商品から選んでもらう、「てまえどり」の啓発を行う。
食品卸売業の取組	10-2-1	需要を予測して適量仕入れる。
	10-2-2	在庫管理を適正に行い、品質の低下を防ぐ。
飲食店・宿泊施設等の取組	10-3-1	来店者数や注文メニューの需要を予測して適正量の仕入れや仕込みを行う。
	10-3-2	食材を無駄なく使い切って調理する。
	10-3-3	食べきり、小盛メニューの提供などにより、来店者が食べきれぬ工夫をする。
	10-3-4	品質的に問題のない食品は、お客様の自己責任であることを理解して頂いた上で、食べきる目安の日時などの情報提供を行って、持ち帰り用に提供することを検討する。
	10-3-5	観光客への食品ロス削減の周知、広報を行う。
食品製造業・加工業の取組	10-4-1	製造（加工）量を考慮した適正量の原材料調達を行う。
	10-4-2	原材料を無駄なく使い切り、未使用の原材料の有効利用に取り組む。
	10-4-3	賞味期限は商品の特性に応じて科学的・合理的に設定し、過度に短く表示しない。

【市民・観光旅行者等の役割】



項目	施策・取組	
食品の直接廃棄削減	11-1-1	インターネットなどで適切な長期保存方法やレシピを検索する。
食べ残しによる廃棄の削減	11-2-1	食べられるものだけを作り、作りすぎを防止する。
	11-2-2	食べきれなかったものの保存方法を工夫する。
	11-2-3	使い忘れ、食べ忘れを防ぐため、冷蔵庫の中などの配置方法を工夫する。
買い物時に食品ロス削減の心がけ	11-3-1	買い物に出かける前に冷蔵庫の中などの在庫を確認し、食べきれる量を買う。
	11-3-2	賞味期限の近いものから選ぶ。（「てまえどり」に協力する。）
外出時の食品ロス削減	11-4-1	食べきれる量を注文する
	11-4-2	飲食店が対応している場合、自己責任の範囲で、食べきれずに残した料理を持ち帰る。
	11-4-3	3010（さんまるいちまる）運動へ協力する。※

※3010（さんまるいちまる）運動

宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、＜乾杯後 30 分間＞＜お開き 10 分前＞は席を立たずに料理を楽しみましょう、と呼びかけて、食品ロスを削減する運動。

大分類	小分類	内容	施策No.	
廃棄物等の排出抑制と循環資源の再資源化に適した質の高い分別回収	Reduce(発生を抑制する)	ホテルのお手洗いでのパーパータオル削減のため「15回手を振り(水切り)ましょう」活動をしている。	1-6-1	
		スーパーでは、肉などが過剰に大きなトレーで販売されている。そのあたりが改善できないかと思う。	1-8-3	
		建設業では発泡スチロールのごみが多量に出るがそれらのごみを減らせるよう協力していきたい。	1-8-3	
		マイバックを持参するよう推進していくことが大事。	1-9-1	
		減量化のためには生ごみの水分量を減らす工夫や食品ロス削減の取組が必要。	1-9-3 9~11	
		家庭用コンポストではごみ収集に出すより多くの電力を使用することからCO2の排出は多くなる。脱炭素もイメージしながら検討していくことが必要。	1-9-4	
		ホテルでアメニティを必要分だけフロントでとってもらう取組をしている。必要以上に使用する人があり、逆に消費量が増えているような感触もある。	1-10-1	
		衛生対策のためのパーパータオル等、特養施設として減らせないごみもある。	-	
		近年の物価高でコスト削減の観点からごみの排出抑制が進んできている。取組を行うチャンスだと思う。	-	
	Reuse(繰り返し使う)	体力のあるうちにごみ屋敷をつくらないのが重要。ごみをリユースに出していく機会を多くつくり出してもらうようにすればいい。	2-1-1	
		毎年1回不用品バザーを開催して、毎回完売している。自治会単位でバザーするのも良い。	2-1-2	
	Recycle(資源として再利用する)	プラ製容器包装の資源ごみ袋に、プラ製容器包装と生ごみを混在して排出される事業所がある。宮津与謝クリーンセンターの処理ラインの中で資源化物に生ごみが混入すると資源化できないケースがある。	3-1-2 3-7-2	
		「燃やすしかないごみ」というのを市民に意識づけることが大切。柳川市では「燃やすしかないごみ袋」は、プラごみ袋よりも少し高い料金設定にしているのでもう少し工夫も必要ではないか。	3-1-4	
		文珠地区には、ごみ箱が観光地で少なく、ほぼ無い状態。ポイ捨てごみが増えてきている。観光客用のごみ箱を設置していくことには賛否あるが、設置については検討や議論が必要。	3-1-5	
		阿蘇海のへどろから出来るゼオライトを使って生ごみを肥料化する取組を実施している。	3-4-2	
		紙オムツにはプラスチックが入っている。吸収する成分ポリマーがプラスチック。リサイクルを進めることによって、プラスチックごみを減らせると思う。現在商業ベースでリサイクルが実現しているのは燃料化ぐらいで、素材としてのリサイクルはまだあまり進んでいない。	3-4-2	
		カニ殻を肥料に、カキ殻を建築資材にするなどの循環システムが構築できないか。	3-4-2	
		事業所ではコピー用紙などの紙ごみが大量に出るが、それらはたいいて燃やすごみとして捨てられていると思う。これらを分別し資源として引き渡すようにすればごみの削減になる。	3-7-2	
		ホテルの部屋のごみかごを増やしてお客様に分別のお願いをしている。	3-7-4	
		パブリックスペースのごみ箱設置はテロ対策や安全面での危機管理の面で課題がある。	-	
	Renewable(再生可能な資源に替える)	米粉や竹の歯ブラシ製品があるがコストが高いのが課題。星野リゾートでは柄とブラシ部分を分けて柄をリサイクルする取組を行っている。	4-1-1	
		ヨーロッパではプラスチックから紙容器への切り替えにあたり、新製品を開発しビジネスにつなげる動きもある。地元産業との連携ができればよい。	4-1-1	
		スーパーなどではプラスチック容器に入っている物を紙製品に替えれば、プラスチックも削減になる。	4-1-1	
	分かりやすい情報提供	効果的な情報提供・啓発	わくわくし、楽しみながら関係者が取り組むことが重要。	5-1-1
			リサイクルに協力しても効果がわからないという意見が多い。リサイクル品の見える化は非常に重要。	5-1-1
			「市民が楽しみながら自ら進んで取り組めるよう」とあるが、成果が見える取り組みになったら良いと思う。そのためにも市民が分かりやすいスローガンとして取り組めるようなものがあつたら良いと思う。	5-1-1
			移住者へのごみ分別の説明をしっかりとしてほしい。	5-1-2
与謝野町では以前、B4サイズの絵の入ったポスターを作っていた。非常に分かりやすく今でも冷蔵庫に貼っている。			5-1-2	
観光客にごみの削減に協力してもらえばよい。観光客にも分かり易いステッカーなどの工夫が必要。			1-10-1 5-1-3	

		宿泊施設を運営しており、一棟貸しタイプの建物の屋内には、分別のごみ箱を設置しているが、都会から来られた方は、分別に関係なくまとめて入れられるので、そのあたりの取り組みができれば良いかと思う。	5-1-3
		都市圏のお客に分別してもらうには理解してもらいやすいマークやキャッチフレーズが必要。	5-1-3
分かりやすい情報提供	効果的な情報提供・啓発	今後、インバウンドのお客が増えると想定される中、文字表記だけでは伝わらない言葉の壁があるので、直感的に見て分かる物に変更していく必要がある。	5-1-3
		宿泊者については宿から情報発信が出来るが、海水浴で来られる方、日帰りの方や別の地区に宿泊される方等にも分かりやすく伝える工夫が必要だと思う。	5-1-3
		宮津市のサステナブルな取り組みを市内外に情報発信し、ブランディングの一つとして実施していくべき。	5-1-3
		観光客とタッグを組むにはブランディングにより、訪れる人に事前に取り組みが伝わっていないといけない。	5-1-3
		宮津市ほどごみを分別する地区は余り見ないというような話を耳にする。いっそのこと尖った感じに「日本一ごみを細かく分別する町」をPRしてはどうか。	5-1-3
		高齢者にとっては分別は難しいので、説明会での説明も必要。	5-1-4
		社会とのつながりが希薄な高齢者への伝え方が課題。	5-1-4
		噛みくだいた柔らかい言葉を使った市民向けのメッセージや冊子が出来たら良いと思う。	5-2-1
		今はやりのナッジという視点も重要。	-
		海洋プラスチックごみ対策	プラスチックごみが環境中に排出されない取組の推進
タバコのポイ捨てごみも喫煙所を適切に設置すれば減るのではないかと。賛否はあるが議論していく必要がある。	7-2-1		
タバコのフィルターはプラスチックごみであり海洋プラスチック対策としても重要。	7-2-1		
環境教育及び環境学習の推進	あらゆる場における身近な環境教育・環境学習の推進	環境教育が重要。学校だけでなくいろいろなところで市民の学習する場を作っていく。	8-2~8-5
		学校での環境教育だけでなく、企業単位で市が講義してはどうか。	8-2
		企業、特に観光業者と連携した環境教育はぜひ取組に入れてほしい。	8-2
		高齢者にも環境の学びの場が必要。	8-3-1
		グリーンセンターを見学し実際に処理工程を見ることで様々な分別ルールの意味などが理解できとても勉強になった。子供だけでなく、ごみを出す大人も勉強すべき。	8-5-1
食品ロス削減の推進	食品ロスの削減	患方巻の大量の売れ残りを目にする。そのあたりが改善できないか。	10-1-1
		食品ロスの削減については、文化の違いによるずれに対して今後どのように取り組んでいくべきか考える必要がある。	10-3-3
		小皿料理にすると食品ロス削減効果がある。自己責任で持ち帰ってもらってはどうか。	10-3-4
		食品ロス削減には衛生的な観点も重要。	10-3-4
		女性の会の会員には食品を買いすぎないように呼びかけしている。	11-3-1
		最近は冷蔵庫が大きくなったが、買い過ぎをしない、食品を腐らせないという意識が重要。地元産の野菜を買うというのもCO2削減になる。賞味期限と消費期限は違うもの。	11-3-1
		ホテルのバイキングで食事を残したら500円徴収というのを聞いたことがある。	-
		バイキングの残り食材を社員食堂で消費し、食品ロスを削減している。	-
連携協働・推進体制の整備	市の率先した取組	市として減量化や資源循環に取り組むという強い姿勢を示すべき。市役所の率先垂範が必要。	全体を通じ取組

大型ごみの個別収集の収集日等の変更について

宮津与謝クリーンセンターの稼働に伴う大型ごみの直接搬入の利便性の向上・件数の増加を受け、需要が減少している個別収集の収集日等を令和6年1月より変更しますのでお知らせします。

1. 大型ごみの搬入量の推移 ※R2.7 宮津与謝クリーンセンター稼働

	R元	R2	R3	R4
個別収集	24t	19t	12t	11t
直接搬入	50t	181t	145t	95t

2. 変更内容

	今までの取扱い	令和6年1月以降の取扱い
収集日	月1回（事前申込）	2カ月に1回（事前申込）
申込期限	指定収集日の3日前までに	指定収集日の前の週の金曜日までに （祝祭日の場合はその前の日）

※その他の取扱いには変更がありません。（参考：別紙 大型ごみの個別収集について）

3. 地区ごとの収集日一覧（令和6年1月1以降）

偶数月	第1水曜日	本町・魚屋・新浜・宮本・万町・柳縄手・京街道・大久保・島崎
	第2水曜日	金屋谷・亀ヶ丘・松ヶ岡・池ノ谷・白柏・浪花・漁師町・日吉・杉末
	第3水曜日	鶴賀・城内・城東・城南・滝馬・百合が丘・福田
	第4水曜日	宮村・辻町・旭が丘・第2旭が丘・惣・東国名賀・皆原・山中・グンゼ・西波路・波路町・波路・東波路・獅子崎・つつじが丘・問屋町
奇数月	第1木曜日	宮村上・上宮津地区・吉津地区
	第2木曜日	栗田地区・由良地区
	第3木曜日	府中地区・日置地区・世屋地区
	第4木曜日	養老地区・日ヶ谷地区

※収集日が祝祭日等の場合は翌日になります。

4. その他（直接搬入について）

- ・宮津与謝クリーンセンターの営業時間内であればいつでも搬入できます。
- ・従量制のため、品目ごとに料金がかかる個別収集よりも安価になる場合が多いです。
- ・また、大型ごみ以外のごみをまとめて持ち込んでも、全体の重量で10Kgまでごとに100円で受入れています。

（燃やすごみ、燃やさないごみ、大型ごみ、資源ごみ、有害・危険ごみ）

宮津市内ホテルにおける分別用ごみ箱設置の実証実験について

1. 各部屋用分別ごみ箱の設置

- (1) 設置場所：ホテルで選定いただいた 10 部屋
- (2) 設置期間：10 月～11 月の 2 か月程度
- (3) ごみ箱の種類

ごみ箱種類	対象となるごみ
カン、ビン、ペットボトル	カン、ビン、ペットボトル
容器包装プラスチック	「プラマーク」がついた容器包装
その他ごみ	上記 2 種類以外のごみ

- (4) 分別状況の調査

実施期間中に、計 4 回程度（平日 2 回、休日 2 回）、対象の部屋のごみ袋を市で回収し部屋内で排出されるごみの種類や分別状況（ごみの組成）を調査。

※ごみ箱のごみ袋 3 袋と、ごみ箱以外の部屋内のごみをまとめた袋、計 4 袋を回収します。
ごみ袋は部屋ごとにまとめ、宿泊者の属性（国内または国外）を確認。

- (5) アンケート調査の実施

- ・ホテルスタッフの方へのアンケートを実施
 （事業期間終了後、別紙アンケート調査票をスタッフの方に配布）
- ・宿泊者へのアンケート調査を実施
 （事業期間の間、別紙アンケート調査票を各部屋に配置）

2. 各フロア用分別ごみ箱の設置

- (1) ホテルで選定いただいたワンフロアのエレベーター付近に分別用ごみ箱を設置
 ごみ箱の種類は各部屋置きのものと同様の 3 種類
- (2) アンケート調査の実施
 - ・ホテルスタッフの方へのアンケートを実施
 （事業期間終了後、別紙アンケート調査票をスタッフの方に配布）

期待できる効果

- ・ 今まで資源化できていなかったごみ（赤袋で処分されていた容器包装プラ）の資源化
- ・ スタッフの方の分別手間の軽減（袋数が増えることにより回収や分別手間が増える可能性も）
- ・ 宿泊された方の環境配慮の意識を高め、ホテル及び宮津市の環境への取組を PR する効果